

暮らしの判例

国民生活センター 相談情報部

外壁塗装工事により化学物質過敏症に罹患した として因果関係と工事業者の過失が認められた 事例

本件は、ビルの大掛かりな外壁塗装工事により、化学物質過敏症に罹患^{りかん}したとして、当該ビルの一室の借主が外装塗装工事会社に不法行為に基づく損害賠償を請求した事例である。

裁判所は、借主は本件工事により化学物質過敏症に罹患したとして因果関係と外壁塗装工事会社の過失を認めたと、借主の症状は借主のアレルギー体質と糖尿病と肝機能障害の既往症も相まって生じたとして、借主が病気にかかりやすい素質を持っていたことを理由に30%の減額を行い、総額約220万円の損害賠償を認めた。

化学物質過敏症に関する考え方について参考になる判決である。

(大阪地方裁判所平成26年10月6日判決<控訴審において和解>、『消費者法ニュース』103号306ページ掲載)

原告：X(ビルの一室の借主)

被告：Y(外装塗装工事会社)

関係者：A(本件工事の現場責任者)、B(Yの専務取締役)、C～H(Xが受診した医療機関)

事案の概要

Xが一室を店舗(本件店舗)として借りているビル(本件ビル)の外壁塗装工事(本件工事)およびXの通院状況は次のとおりである。なお、Xは、2007年6月からC内科医院で糖尿病の治療を開始していた。

Yは、2010年9月13日から本件工事を開始し外壁の補修やコーキング等を行った後、本件ビルの外壁の洗浄を行い、その後P棟外壁塗装に着手し、下塗り、P棟南面外壁の中塗り・上塗りを行った。Yは、同年10月19日からQ棟東側外壁の中塗り、東面外壁上塗りをした後、東面廊下鉄部手すりさび止め塗装、廊下笠木防水塗装、塔屋外壁下塗り・上塗り、屋上鉄部

の中塗り・上塗り、屋上防水塗装を行い、同月25日午前、らせん階段さび止め塗装を行った。Xが同日午後、本件工事の現場責任者Aに対し体調不良を訴えたため、Yは同塗装工事をいったん中止した。Xは、同年11月2日、C内科医院を受診し、外壁のペンキにより頭痛がする旨訴えた。Yは、同月2日からP棟およびQ棟のサッシ周りのコーキング、Q棟鉄骨階段、サッシを塗装し、防水塗装を行った。Xは同月4日午後から本件店舗を休業して、C内科医院、D総合病院を受診した。Yの専務取締役であるBは、Xを訪問し病院に行くように勧め、Aは本件店舗に空気清浄機を設置した。Xは、Eクリニックを受診し、本件工事開始後から外壁工事に伴い頭痛、激しいしびれ等が出ている

ことを訴え、神経節ブロック（麻酔注射）等の治療を受けた。Yは、各所の塗装や手直し塗装を行って同年11月26日本件工事は終了した。本件工事後の外壁塗装面積はP棟約178㎡、Q棟約662㎡であった。

その後もXは、Eクリニックを受診して、自分の店以外でも症状がいろいろ出る、一定の状態ではないなどと訴え、糖尿病の治療も再開した。また、F大学付属病院やG大学病院を受診し、本件工事後に頭痛や手足のしびれ感が発現し、酸素吸入で楽になると訴えるなどした。

2012年1月13日、XはH病院医師から、微量な化学物質で容易に交感神経緊張を来すため血圧、体温等が上昇しやすい状態にあるなどとして、シックハウス症候群に罹患しており、空気汚染物質により現在は化学物質過敏症となってきたとの診断がなされている。なお、Xは2011年8月に本件店舗を閉店廃業し、レストランに勤務したが、体調不良のため退職し、同年10月に飲食店を開業している。

Xは、本件工事により化学物質過敏症になったとしてYに対し、不法行為に基づき、約3300万円等の損害賠償の訴えを提起した。

理由

Yは、化学物質過敏症は医学的に確定した疾患とは認められないと主張する。しかし、医学的に定義が定まったという意味での確定された傷病名ではないが2004年に厚生労働省の研究会が公表した報告書では、近年、微量化学物質暴露により、従来の毒性概念では説明不可能な機序によって生ずる健康被害の病態が存在する可能性が指摘されてきており、これが国際的には「MCS（Multiple Chemical Sensitivity）：多種化学物質過敏症」という概念で把握され、環境中の数々の低濃度化学物質に反応し、非アレルギー性の過敏状態の発現により、精神・身体症状を示す患者が存在する可能性は否定できないとも報告している。また、

1997年に厚生労働省の研究班により化学物質過敏症の診断基準（以下、1997年診断基準）が示されていることからすれば、化学物質過敏症なる病態が医学的に存在しないものと認めることはできない。

そこで、本件において、Xが化学物質過敏症に罹患しているといえるかであるが、前記H病院の医師は、問診および神経生理学的検査の結果に基づき、Xの症状が、アメリカの専門医等によって公表された合意文書「コンセンサス1999」のMCS定義の6項目に完全に合致し、微量な化学物質で容易に交感神経緊張を来すため、血圧、体温等が上昇しやすい状態にあるなどとして、Xがシックハウス症候群に罹患しており、空気汚染化学物質により現在は化学物質過敏症になってきていると診断したこと、Xの症状は1997年診断基準を満たしていること、Xの症状が各種の微量な化学物質に敏感に反応する特徴があり、この特徴は、Xがアレルギー体質にあり、糖尿病や肝機能障害では説明できないことなどから、Xは化学物質過敏症に罹患しているものと認める。

本件工事では、塗料が大量に使用され、その塗料中に有害な揮発性化学物質が多量に含まれていたこと、本件店舗は空気が滞留しやすい構造であったこと、H病院の医師意見書は、本件工事による揮発性化学物質は、シックハウス症候群になり得る量であったとしていることなどからすると、Xは本件工事の塗料に含まれる化学物質に暴露し、化学物質過敏症が発現・悪化したものである。

YはXが揮発性塗料に含まれる化学物質に暴露することは予見可能であり、結果回避をすることも可能であった。なお、Xの訴える化学物質過敏症の症状には、糖尿病や肝機能障害の症状と相まっているものがあり、Xの素因（病気にかかりやすい素質）が30%結果発生に起因したものであるとして30%の寄与度減額を行うのが相当である。

解説

本件は、ビルの外壁工事で使用された塗料の揮発性化学物質により、ビル内店舗で営業するXが化学物質過敏症に罹患したことで後遺障害等級表7級の後遺障害が残ったなどとして、外壁塗装工事会社に対して、不法行為に基づいて、総額約3300万円等を請求した事案である。裁判所は、化学物質過敏症による後遺障害を等級表14級の後遺障害として評価し、30%の素因減額をし、総額220万円等の損害賠償を認めた。

本件では、まず、化学物質過敏症が医学的に確定された疾患といえるのかが争点とされ、次に、疾患だとしてもXが化学物質過敏症に罹患したといえるのか、さらに、本件工事により罹患したといえるのかの因果関係が問題となり、さらにYがその罹患を予見し結果回避可能性があったのか、Xの既往症が素因として考慮し減額されるのかが争点とされた。

裁判所は、化学物質過敏症が医学的に定義が定まったという意味での確定された傷病名ではないことは認めつつも、前記理由で述べたとおり、損害賠償の対象となる疾患であることを認め、Xが化学物質過敏症に罹患したとし、本件工事で使用した塗料に含まれた化学物質に暴露し症状が発現しまたは悪化したことも認めた。

また、厚生労働省から化学物質過敏症のパンフレットが出され、建築基準法により建築材料や換気設備に関する技術基準が定められるなど、化学物質による健康被害を防止する法整備も進められてきていることなどを挙げ、揮発性化学物質の含まれる塗料を一定量使用することにより発症することを予見することは可能であったし、Xを退避させるなどして結果回避することも可能であったとした。

しかし、Xの後遺障害は、Xが主張する等級表の7級の「神経系統の機能又は精神に障害を残すもの」ではなく、14級の「局部に神経症

状を残すもの」に準じて14級に該当するものとした。

また、本件では、Xの化学物質過敏症の症状が、Xのアレルギー体質や糖尿病、肝機能障害の既往症の症状が相まっており、Xの素因が結果発生に起因しているとして、30%の寄与度減額を行っている。これは後遺障害の発生等に原告の病気等が影響する場合に、公平の観点から民法722条を類推適用して割合的減額をするという最高裁判例（参考判例⑤、⑥）に従ったものであろう。

なお、被害者の化学物質過敏症が問題となった判例としては、参考判例①の洗剤が問題となった控訴審判決、参考判例②のシックハウス症候群判決、参考判例③および④の石油ストーブからの化学物質が問題となった判決がある。

参考判例

- ①東京高裁平成6年7月6日判決（『判例時報』1511号72ページ 責任否定）
- ②東京地裁平成19年10月10日判決（『判例タイムズ』1279号237ページ 責任否定）
- ③東京高裁平成18年8月31日判決（『判例時報』1959号3ページ 責任肯定）
国民生活センター「消費者問題の判例集」
http://www.kokusen.go.jp/hanrei/data/200904_2.html
- ④東京地裁平成20年8月29日判決（『判例時報』2031号71ページ 責任肯定。事故自体は③と同じ）
- ⑤最高裁平成4年6月25日判決（民集46巻4号400ページ 体質的素因減額のリーディングケース）
- ⑥最高裁平成8年10月29日判決（交通民集29巻5号1272ページ 後縦靱帯^{じんたい}骨化症）
- ⑦最高裁平成8年10月29日判決（民集50巻9号2474ページ 他と異なる身体的特徴は減額の対象にならないとした）